

## 簡易裁判所の事物管轄に属する民事訴訟事件の受付について

昭和57年8月20日民一第1162号地方裁判  
所長あて民事局長、総務局長通達

裁判所法等の一部を改正する法律が昭和五十七年九月一日から施行されることになりましたが、同法施行後は、特に左記の事項に留意の上、簡易裁判所の事物管轄に属する民事訴訟事件の受付事務の取扱いに遺憾のないようお取り計らいください。

### 記

一 簡易裁判所の事物管轄に属する請求に係る訴状が地方裁判所に提出された場合には、次のとおり取り扱う。

1 提出者が地方裁判所による審理及び裁判を求めるときは、民事訴訟法第二十六条及び第三十条第二項の趣旨にかんがみ、訴状を受け付ける。

2 不動産に関する訴訟であるか否か明らかでないため地方裁判所の事物管轄にも属することが確定できないときでも、訴状を受け付ける。

二 一の1により事件を受け付けた場合には、訴状の第一ページの余白及び事件簿の備考欄に、その旨を注記する。

### 付 記

一 この通達は、昭和五十七年九月一日から実施する。

二 昭和四十五年六月二十四日付け最高裁民一第五五六号民事局長、総務局長通達「簡易裁判所の事物管轄に属する民事訴訟事件の受付について」は、廃止する。